○健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 47 号）

★概要のみ紹介

次に掲げる様式の裏面の「地方社会保険事務局長」という部分を「厚生労働大臣」に改める。

①　健康保険法施行規則

・様式第３号（被保険者資格取得届）

・様式第４号（被保険者報酬月額算定基礎届）

・様式第５号（被保険者報酬月額変更届）

・様式第６号（被保険者賞与支払届）

②　厚生年金保険法施行規則

・様式第７号（被保険者資格取得届）

・様式第８号（被保険者報酬月額算定基礎届）

・様式第９号（被保険者報酬月額変更届）

・様式第９号の２（被保険者賞与支払届）

注. 施行期日と経過措置

この省令は、平成 21 年４月１日から施行する。

ただし、この省令による改正前のそれぞれの省令の様式は、当分の間、この省令による改正後のそれぞれの省令の様式によるものとみなす。